早期退職募集制度について

再就職あっせんの禁止等による在職期間の長期化の状況等を踏まえ、年齢 別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、45歳以上(定年が60歳の場合)の職員を対象に、透明性の確保された早期退職募集制度を創設(※)。
平成25年11月１日から本制度に基づく退職(応募認定退職)が可能となった。

(※) 従来の「勧奨退職」は平成25年10月31日をもって廃止。

手続・割増措置

早期退職希望者の募集

○ 各大臣等が、募集対象者全員に募集実施要項(※)等を周知して募集開始

※ ⅰ) 年齢、職位、勤務部署その他募集の対象範囲を特定する事項
ⅱ) 募集の期間(応募受付期間)
ⅲ) 募集する人数
ⅳ) 退職すべき期日又は期間　　等を記載したもの

応 募

○ 応募や応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるもので、各大臣等はこれらを強制してはならない

認 定

○ 各大臣等は応募者に対し原則認定

※ 公務運営上必要な人材の場合等には認定をしないことがある

通 知

○ 各大臣等は応募者に対し認定通知書又は不認定通知書を交付
○ (募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合)退職すべき期日の通知

退 職 「応募認定退職」

○ 各大臣等が指定した日(退職すべき期日)に退職
○ 退職手当の支給 (自己都合退職よりも割り増された退職手当の支給)

ⅰ) 支給率は退職者の勤続年数に応じ定年退職と同率
ⅱ) 定年前早期退職特例措置による退職時の俸給月額の割増し
・ 勤続20年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前１年につき3%(定年前1年以内の者は2%)割増し(最大45%)
※ 次官・長官級は割増不適用、局長級は割増率1%、審議官級は割増率2%。

退職手当額
＝ 退職時の俸給月額 ×支給率[勤続年数・退職理由別]＋調整額(職責に応じた加算額)